

介護保険制度における「地域ケア会議」について

地域ケア会議とは？

地域ケア会議は、市が中心となって定期的に行っている会議です。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるように、専門職が知恵を出し合い、介護保険の理念に沿った自立した生活が実現できるようにする会議です。



※地域ケア会議は、より良い支援の検討を目的とし、会議に用いる資料は、氏名や居住地等個人が特定される情報を用いることはありません。

※個人情報保護法を遵守し、守秘義務を徹底しております。

地域ケア会議でいただいた専門職からの助言を踏まえ、効果的な支援を検討します。

利用者さまの自立に向けた支援を多職種と検討します



～介護保険法に書かれていること～

第1条（目的）要介護状態になっても、尊厳を保持して自立した生活を送れるよう介護保険サービスを給付すること。

第2条（保険給付）保険給付は悪化防止のために行われること。利用者の状況に応じて利用者の選択による適切なサービスが給付されること。

第4条（国民の努力及び義務）給付を受ける国民自らが介護予防や心身の状態の維持改善に努める義務があること。

【お問い合わせ】

都城市いきいき長寿課 地域包括ケア担当

電話：23-2685